

公 示

福祉輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請のうち、もっぱら患者等の輸送サービス（以下「福祉輸送サービス」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可（以下「福祉限定許可」という。）等については、下記の基準にしたがって、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査を行うこととしたので公示する。

平成16年 3月31日

中部運輸局長 平山 芳昭

記

1. 事業経営の許可（法第4条第1項関係）

（1）営業区域

① 原則として県を単位として設定されているものであること。

ただし、府県の境界に接する市町村（政令指定都市にあつては区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合には、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接府県の隣接する市町村（政令指定都市にあつては区をいう。以下「隣接市町村」という。）であつて、中部運輸局長が適当と認める場合には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

② 営業区域（①ただし書きにより含むこととなる隣接市町村区域を除く。）に営業所を設置するものであること。

（2）営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所（営業所、事務所及び出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒

常的に運行管理等を行う施設をいう。)であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内(1.(1)①ただし書きにより含むこととなる隣接市町村区域を除く。)にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの(自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
- ③ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

購入の場合については、購入契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

また、リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 最低車両数

1両とする。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル以内の営業区域内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

- (ア) 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする。

- (イ) 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であつて、事業計画に照らし個別に判断することとする。

- ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの(自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は

写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。) であること。

- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整をいう。）及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。

また、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

なお、車両の出入りに支障のないことが明らかな場合を除くほか、前面道路（公道）又は私道に接する公道について、道路幅員証明書の提出を求め、確認することとする。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するもの（自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。) であること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
なお、専従する役員のうち1名は、(10) ①の法令試験に合格した者であること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき中部運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。

- (フ) 運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものであること。
 - (イ) 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。
 - ③ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
また、複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規定により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。
 - ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
(ア) 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
(イ) 原則として、乗務員の点呼は対面により実施するものであること。
 - ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
 - ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
 - ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
また、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）」に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものであること。
 - ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
 - ⑨ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
 - ⑩ 利用者等からの苦情の処理に関する体制（運輸規則第3条に規定するところにより苦情を処理することが可能な体制をいう。）が整備されていること。
- (8) 運転者
- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があることと。
この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
 - ② 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
 - ③ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(ア)～(キ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- (ア) 車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- (イ) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- (ウ) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- (エ) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- (オ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (カ) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- (キ) その他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(ア)～(ウ)の合計額とする。

- (ア) ①(ア)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ア)と同額とする。
- (イ) ①(イ)及び(ウ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。
ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)及び(ウ)と同額とする。
- (ウ) ①(エ)～(キ)に係る合計額

- (注) (a) 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- (b) 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、中部運輸局長の判断により預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。
 - (c) 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。
 - (d) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
 - (e) その他施行規則第6条第1項第6号から第9号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

(10) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員のうち1名が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識（法令の知識については、中部運輸局等が行う法令試験によって判断する。）を有する者であること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険

等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する計画があること。

- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下(ア)～(カ)のすべてに該当し、法令遵守の点で問題のないこと。
- (ア) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。（「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。以下同じ。）
- (イ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (ウ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (エ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (オ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (カ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させていないこと。

- (キ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ク) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業等報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出義務がある場合にあってはそれを適切に行っていること。
- (ケ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(12) 適用

① 福祉限定許可の対象となる福祉輸送サービスの範囲

(ア) 福祉輸送サービスの対象となる旅客

福祉輸送サービスの対象となる旅客は、以下に掲げる者及びその付添人とする。

- i 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ii 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- iii 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- iv i～iiiに該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共公共交通機関を利用することが困難な者
- v 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(イ) 福祉輸送サービスに使用する車両

福祉輸送サービスに使用する車両は、以下に掲げる自動車とする。

- i 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年9月7日国土交通省令第86号）による改正後の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の3第1項第8号に規定する福祉社自動車
- ii iによらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉

士若しくは訪問介護員若しくは居宅介護従業者の資格を有する者又は社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車

- ② 福祉限定許可については、必要に応じ業務の範囲を当該事業に限定する旨等の条件を付すこととする。
- ③ 福祉限定許可については、その事業の特性を踏まえ弾力的に取扱うことができることとするが、特に事業者に対し運行管理を確実にを行うように指導することとする。
- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付することとする。

(13) 申請時期等

- ① 申請時期
許可の申請は、随時受け付けるものとする。
- ② 処分時期
原則として随時行うこととする。ただし、地域の状況に応じて標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を定めることができることとする。
- ③ 標準処理期間
「道路運送法上の申請事案に係る標準処理期間について」（平成14年1月31日付け中運局公示第267号）にかかわらず、2ヶ月とする。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項関係）

（1）1. （1）～（9）・（11）～（13）（（12）④を除く。）に定めるところに準ずることとする。

（2）事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものとし、当該申請については、申請者等が以下の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (ア) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（⑦に掲げる違反を除く。）による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用が

ある場合に限る。)

- (イ) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ② 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。
- (ア) 運転者の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(⑦に掲げる違反を除く。)による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (イ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ③ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。
- (ア) 運転者の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(⑦に掲げる違反を除く。)による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (イ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、

輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業等報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

（3）（1）～（2）について

1. （1）～（9）・（11）～（13）の定めるところに準ずる審査は、以下のとおり行うものとする。

- ① 営業区域の拡大に係る申請については、事業許可申請と同等の申請と見なし1.（1）～（9）・（11）・（12）について十分な審査を行う。
- ② 自動車車庫の新設又は位置の変更に係る申請においては1.（2）④・（4）・（5）・（6）①について、収容能力の拡大に係る申請においては1.（2）④・（4）・（5）について、また、収容能力の縮小に係る申請については1.（4）・（5）について、それぞれ十分な審査を行う。
- ③ 自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、1.（2）④・（4）・（5）・（6）①について十分な審査を行う。
- ④ 営業所の廃止に係る申請については、1.（1）②・（5）①・（6）①について十分な審査を行う。
- ⑤ 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであることを確認することとする。
- ⑥ 1.（1）①のただし書きにおける隣接市町村への営業区域の拡大に係る申請については、1.（10）について十分な審査を行うものとし、隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者等から、申請者に対し、隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送（既存の営業区域が発地又は着地となる場合を除く。）について、文書による要請があること。並びに申請者が事業許可取得後3年以上経過していることとする。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項関係）

（1）事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（13）の定めるところ（譲受人が既存事業者の場合の1.（10）は2.（2）とする。）に準じて審査することとする。

（2）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に

係る事業の分割譲渡の取扱いについて」（平成10年12月17日付自旅第198号）において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は第37条第1項関係）

- (1) 1. (1)～(13)の定めるところ（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1. (10)は2. (2)とする。）に準じて審査することとする。
- (2) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであることが必要であり、当該法律に基づく客観的な資料の添付を求めるものとする。
- (3) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 既存のタクシー事業者（1人1車制個人タクシー事業者を除く。）
 - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社

5. 運送約款の認可（法第11条第1項関係）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項関係）

- (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業（介護輸送サービスに限る。）の運賃及び料金に関する制度について（平成16年3月31日付け中運局公示第169号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について（平成14年1月18日付け中運局公示第249号）」に定めるところによるものであること。
- (2) 1. (1) ①のただし書きにおける隣接市町村への営業区域の拡大における運賃・料金は、隣接市町村の区域に係る運送を引き受ける営業所の所在する地域において適用されている運賃・料金を適用するものとし、隣接市町村に係る運賃・料金の設定認可を受けるものとする。

7. 許可又は認可に付した条件の変更等

- (1) 上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査することとする。

(2) 許可にあたっては、許可後1年以内に事業を開始する旨の条件を付すこととする。

(3) 上記1. (12) (④を除く。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わないこととする。

(4) 上記1. (1) ①のただし書きにおける隣接市町村への営業区域の拡大については、以下の条件及び期限を付すものとする。

① 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引き受けを行うものに限る。

② 期限は認可後2年間とする。

8. 挙証等

申請内容について、図面その他の資料により客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附則 この公示は、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 既に一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の許可を受けているものは本公示に基づく許可を受けたものと見なし、許可条件についても本公示の条件を適用するものとする。

附則 本公示による取扱いについては、介護保険制度の見直しを踏まえ必要に応じ見直しを行うこととする。

附則 （平成16年7月29日付中運局公示第49号 一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 （平成17年4月28日付中運局公示第14号 一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 （平成18年 9月28日付中運局公示第65号 一部改正）

この公示の4. 及び5. については平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。1. ～3. については平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 既に一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）の許可を受けているものは本公示に基づく許可を受けたものと見なし、許可条件についても本公示の条件を適用するものとする。

附則 （平成19年 3月27日付中運局公示第141号 一部改正）

この公示は、平成19年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 （平成１９年 ９月 ３日付け中運局公示第５６号 一部改正）

- １．この公示は、平成１９年９月１０日から適用するものとする。
- ２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附則 （平成２０年 ６月３０日付中運局公示第５１号 一部改正）

この公示は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 （平成２１年 ９月３０日付中運局公示第７７号 一部改正）

この公示は、平成２１年１０月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附則 （平成２１年１１月３０日付中運局公示第１１５号 一部改正）

この公示は、平成２１年１２月１日以降に処分するものから適用するものとする。

附則 （平成２８年１２月２０日付中運局公示第９４号 一部改正）

この公示は、平成２８年１２月２０日以降に処分するものから適用するものとする。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項 目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備 考
(イ)車両費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(2月分のリース料)	
(ロ)土地費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ハ)建物費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ニ)機械器具及 び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ)運転資金			
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ)保険料等			
自賠責保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
自動車取得税	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト)その他創業 費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項 目	既存法人	設立法人
資 本 金		
剰余金等		
増資資本金		
合 計		

項 目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金額)	

出資者名	出資金額

(2) 個人の場合

金融機関名額	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合 計 (自己資金額)			